

会 議 録

会議名称	令和3年度第2回佐倉市障害者差別解消支援地域協議会
開催日時	令和4年3月4日(金) 午前10時~午前11時45分
開催場所	佐倉市役所 社会福祉センター3階中会議室
出席者等	委員:稲阪会長、大久保副会長、篠塚委員、大賀委員、木村委員、成嶋委員、岡本委員(代理:寺田)、近田委員、久保委員、佐藤委員、(オンライン)岡崎委員、鈴木委員、土屋委員 事務局:福祉部丸島部長、 障害福祉課 山本課長、杉本主査、土屋主査
会議議題	(1) 事業者等に寄せられる障害者からの相談等の現況について (2) 令和4年度以降の協議会の取り組みについて ・ 事業所アンケートについて ・ 事業者や市民等に向けた周知・啓発について (3) 令和4年度以降の協議会委員の委嘱について
会議経過	別紙 令和3年度第2回佐倉市障害者差別解消支援地域協議会 会議録のとおり

【開会】

【議題】

- (1) 事業者等に寄せられる障害者からの相談等の現況について
- (2) 令和 4 年度以降の協議会の取り組みについて
 - ・ 事業所アンケートについて
 - ・ 事業者や市民等に向けた周知・啓発について
- (3) 令和 4 年度以降の協議会委員の委嘱について

【閉会】

(1) 事業者等に寄せられる障害者からの相談等の現況について

(事務局より説明) 【資料 1・2、3-1、3-2】

【資料 1】

本協議会は、障害者差別のための取組を効果的かつ円滑に行うために、佐倉市では平成 30 年度に組織を立ち上げた。協議会が主体となって取組を行っていく必要があると考えている。

【資料 2】

いわゆる障害者差別解消法においては、行政機関等と事業者は、障害者から何らかの配慮を求められた場合には、過重の負担が無い範囲で合理的な配慮を行うことを求めており、現在民間事業者は努力義務であるが、令和 3 年の法改正により遅くとも令和 6 年中には義務化される。

【資料 3-1】

前回の協議会の中で、「公共交通に関する相談が寄せられる」という現状把握があったことから、構成員である公共交通の事業者に、障害に関する相談の現状について、先月ア

ンケート調査を行った。調査の目的は、どのような相談事例があるのかを把握し、今後の協議会の取組の検討材料とするためである。

(調査結果より)

- ・ 2 事業者は、相談窓口としての位置づけはないものの、利用者からの相談に対応していることから、実態として相談窓口はあると言える。
- ・ 相談内容のうち、障害が関係する相談としては、料金の障害者割引に関することが多く、不当な差別的取扱に関する内容が多い現状はなかった。

(会長)

公共交通事業所の皆さまには、アンケートにご協力いただき感謝する。資料の内容に補足等があればご発言いただきたい。

意見交換・質疑等

(委員)

資料以外の事例として、聴覚障害の方の利用の事例があった。ファクスによる申し込みがあり、乗務員は筆談により対応を行った。今後もこのような対応を続けていきたい。

→(委員)聴覚障害の場合、コミュニケーションが困難である事が多いため、そのような対応はありがたい。筆談対応のためにハンドホワイトボードを携帯することも考えられる。

(委員)

「声かけサポート運動」として、お困りの方に対して、積極的な声かけを実施している。また、乗務員が限られているため、他利用者の方にもお手伝いいただく等の配慮をいただくことで、より良いサービスにつながると考えている。

(委員)

障害者割引の適用の際に、障害者手帳の写しの提示では対応が難しいのか。

→(委員)ミライIDというスマートフォンアプリによる提示を認めているため、ご活用いただける可能性がある。

→(委員)手帳の提示に代えて、事業者より手帳提示に変わるカードを発行している事例があるため、事業者において今後検討いただく事もひとつの方法であると考え。

→(委員)一部、障害者手帳がカード化されている自治体があるが、検討状況はいかがか。

→(事務局)東京都などカード化されていることは承知しているが、千葉県では現在のところ実施予定はない。

(委員)

鉄道駅への問い合わせ時、電話による方法が困難であった経験があるが、いかがか。

→(委員)個々の駅で対応が困難であるため、問い合わせを集約して対応している。ホームページに連絡先を掲載していることから、ご活用いただきたい。

【資料 3-2】 ※個人情報の保護の観点から非公開資料

(千葉県広域相談指導員の佐野委員が受けた相談事例の紹介、意見交換の実施)

意見交換・質疑等

(委員)

市が実施する採用試験において、机上に筆記用具のみを置く事が原則であるところ、気持ちの安心のため筆記用具以外の物を置きたい旨の事前申し出があった。受験には影響が無いものとの判断から、合理的配慮として許可を行ったという事例がある。

また、合理的配慮の実施にあたっては、個別の障害特性を考慮し、コミュニケーションにおいて、声かけや双方で確認したことをリスト化して共有するなどの方法も有効であると考え。

(2) 令和 4 年度以降の協議会の取り組みについて

- ・ 事業所アンケートについて
- ・ 事業者や市民等に向けた周知・啓発について

(事務局より説明) 【資料 4-1、4-2、5、6】

【資料 4-1、4-2、5】

先に説明した今後の法改正の施行に向けた協議会の取組について、事務局(案)を資料 4-1、4-2 にまとめた。

(事務局が今後重要であると考えたポイント)

- ・ 改正法の施行に向け、民間事業者からどのような事を取り組めばよいのかといった相談に対応し支援を行う必要がある。
- ・ 事業者や市民に、障害や障害がある人、障害者差別解消法について知ってもらうことが、取組の第一歩になる。

(資料 4-2 の具体的取組(案)について)

- ・ 「I-1 協議会構成員等からの事例収集」は、資料 5 の事業所アンケート(案)のような形で実施したい。調査対象は、商工会議所の会員を対象に実施を検討していきたい。
- ・ 「II-3 対応要領モデルの検討」は、民間事業者の改正法の対応に向けて役に立てるようなものを協議会の議論を通じて策定できないか検討していきたい。
- ・ 「IV-1 障害福祉特設ページの開設」は、来年度の実施を検討しており、障害者やその家族、また、市民や事業者がわかりやすく知りたい情報にたどりつける事を目標に実施を検討している。その中で、障害者差別解消法や本協議会の取組についても周知していきたい(参考:資料 6)。

事務局の今後の取組(案)の中で、重視したらよい取組や、別の取組方法があるのでは

ないか。という点について意見をいただきたい。

意見交換・質疑等

(委員)

民間事業者への周知・啓発について商工会議所が担うべき役割は、市が作成したホームページを商工会議所のホームページでリンクするということか。また、事業所アンケートについては、アンケート用紙を郵送する事でよいか。

→(事務局)事務局の想定では、市ホームページで事業者に周知すべき内容を掲載し、それを周知していくことを考えている。また、事業所アンケートについては、サービス業や商業系の事業者を対象に無作為抽出して実施できればと考えている。

→(委員)アンケート調査については、紙ベースでの調査の他、インターネットを活用した調査の方法も考えられるのではないか。

(委員)

精神障害に関しては、障害理解が低いことが課題である。また、重度の方への支援体制や制度自体が抱える問題が大きいと感じている。基本的には、事務局案は良いと考えるが、これらの問題解決を、どのように差別解消の取組に組み込んでいけるのか、今後検討していきたい。

→(事務局)障害理解の促進や支援の情報については、機をとらえて市ホームページを活用して周知していきたいと考える。その周知によって、多くの人に知ってもらうことが差別解消に向けた取組としての第一歩となると考えている。

→(委員)この協議会の取組ですべての問題を解決するという事は、現実的に難しい部分もあると考えるが、例えば医療機関における精神障害者への対応について、合理的配慮がなされているのかについての検証は実施してもよいのではないかと考える。

(委員)

差別解消の取組を通じて、障害がある子どもたちやその家族が安心して生活できるようになっていくことを願う。現実として、すべての問題解決は難しいが、ひとつひとつできることから実施していけばよいと思う。

障害者自身やその家族に「障害が原因で差別を受けていることがあるか」と質問すると、それが一般的に差別的取り扱いと思慮される場合も、当事者等はそれに気づいていないという現実があるため、当事者以外からのアプローチが必要であると考ええる。

今年度は、共生社会の実現のための様々な事業が展開されていたと感じており、差別解消の取組を含めて今後とも当事者を含めて実施していただきたい。

→(事務局)差別解消の取組にあたっては、障害理解の促進のために必要な情報や考え方を周知していくことの大切さが原点であると考えている。今後もそれぞれの委員の立場からご協力をいただきたい。

(3) 令和4年度以降の協議会委員の委嘱について

(事務局より説明)【資料7】

佐倉市障害者差別解消支援地域協議会の任期は、今月末で2年の任期を終えることとなる。来年度以降の委員について、事務局案としては、引き続き現在と同じ機関への委員委嘱をお願いしたいと考えている。

現状、他団体では、他の会議体と兼務する団体もある中で、佐倉市では、ハローワーク、印旛管内の広域専門指導員、法曹関係者等で構成されており、対応が困難である事例が出てきた際の検討が実施できる構成員であると考えている。

また、本議題について、成田公共職業安定所より次の所感があったため、紹介する。

「ハローワークは、雇用の需給調整を行うことがメインの業務である中、障害者差別に関する相談はほぼ寄せられることは無い現状がある。その状況下でも、協議会の委員として役に立てるのであろうか。今後役に立てる議題等があるのであれば参画させていただきた

い。」

意見交換・質疑等

(委員)

家族会会員からの聞き取りでは、雇用関係のトラブルに関しては、表に出てこないが
あると考えている。その意味で労働関係の機関には構成員として入っていただきたい。

→(委員) 共生社会の実現や、障害者が市民との関わり・交流を作る上では、ハローワー
クの果たす役割は非常に大きいと考えることから、ぜひ今後とも協議会に入っていただき
たい。

(会長)

来年度以降の本協議会もこれまでと同機関の構成で、運営していくということでご協力
いただきたい。

～閉会～